

## 予算特別委員会（第2日）会議録

開催日時 令和5年3月9日（木）午前10時00分～午前11時47分  
会 場 高浜市議場

### 1. 出席者

1番 荒川 義孝、 4番 杉浦 浩一、 5番 岡田 公作、  
7番 長谷川広昌、 9番 柳沢 英希、 11番 北川 広人、  
14番 小嶋 克文、 16番 倉田 利奈、  
オブザーバー 議長（12番） 鈴木 勝彦

### 2. 欠席者

なし

### 3. 傍聴者

2番 神谷 直子、 3番 杉浦 康憲、 6番 柴田 耕一、  
8番 黒川 美克、 10番 杉浦 辰夫、 13番 今原ゆかり、  
15番 内藤とし子、  
一般2名

### 4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長

企画部長、総合政策GL、秘書人事GL、ICT推進GL、  
総務部長、行政GL、行政G主幹、財務GL、

市民部長、市民窓口GL、経済環境GL、税務GL、

福祉部長、地域福祉GL、健康推進GL、介護障がいGL、  
福祉まるごと相談GL、

こども未来部長、こども育成GL、文化スポーツGL、

文化スポーツG主幹

土木GL、都市計画GL、防災防犯GL、上下水道GL、

学校経営GL、学校経営G主幹、

会計管理者、

監査委員事務局長

## 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記1名

## 6. 付託案件

議案第23号 令和5年度高浜市一般会計予算

議案第24号 令和5年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算

議案第25号 令和5年度高浜市土地取得費特別会計予算

議案第26号 令和5年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算

議案第27号 令和5年度高浜市介護保険特別会計予算

議案第28号 令和5年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算

議案第29号 令和5年度高浜市水道事業会計予算

議案第30号 令和5年度高浜市下水道事業会計予算

## 7. 会議経過

### 委員長挨拶

委員長 本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願いを申し上げます。

本日、委員会の傍聴の申出がありましたので、高浜市議会委員会条例第19条第1項の規定により、傍聴を許可しましたので御了承願います。

ただいまの出席委員は全員であります。

よって、本委員会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

なお、発言する際には、忘れずにマイクのボタンを押してから発言していただき、発言が終わりましたら消していただくようお願いいたします。

また、質疑に当たりましては、予算書等のページ数、質疑の趣旨や内容を明確に御説明いただくようお願いいたします。

当局におかれましても同様に、予算書のページ数を示した上で答弁をお願いいたします。

なお、質疑におきましては着席のままで結構です。

注意事項は以上であります。

ここで、当局より発言を求められていますので、これを許可します。

説（総務部） 議案第 23 号、令和 5 年度一般会計予算につきまして、議員の皆様へは昨日付けで、再度、予算書及び予算説明書の正誤表を配付させていただきました。

正誤表の内容といたしましては、予算書の 143 ページ、3 款 1 項 6 目高齢者社会参加推進費の事業の 3、元気高齢者応援事業の全世代学習館耐震診断等業務委託料の表記につきまして、学習館の学の文字に誤りがございました。正しくは、音楽の楽の字となりますので、正誤表のとおり訂正をさせていただきます。

度重なるミスに対しまして、おわび申し上げますとともに、御訂正いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

申し訳ございませんでした。

答（文化スポーツ） 昨日の歳入で、予算書 67 ページ、13 款使用料及び手数料、4 節、社会教育使用料の小中学校教室等使用料に関する倉田委員の御質問についてお答えをさせていただきたいと思っております。

小中学校教室等使用料について、メインアリーナと特別教室の予算額の内訳ということでございますが、メインアリーナが 323 万 1,000 円、特別教室が 33 万 1,000 円でございます。

なお、利用の実績につきましては、メインアリーナが 1,058 件、特別教室が 181 件でございます。

答（文化スポーツ 主幹） 予算書 227 ページ、10 款教育費、5 項社会教育費、2 目生涯学習機会提供費、12 節委託料のうち、生涯学習施設管理運営事業の地域交流施設維持管理業務委託料について、倉田議員より御質問のありましたことについて回答させていただきます。

こちらにつきましては P F I 事業の高浜小学校等整備事業契約のうち、維持管理費を施設区分ごとに予算計上しており、地域交流施設部分に要する費用を計上したものでございます。

事業の相手方といたしましては、あおみが丘コミュニティ株式会社となります。

以上です。

委員長 本日は、一般会計歳出の 10 款より逐次、審査をお願いいたします。

## 10 款 教育費

委員長 質疑を行います。

問（1） 昨日、少し 10 款で聞き漏らしたところがありますので、よろしくをお願いいたします。

予算説明書 225 ページをお願いいたします。

工事請負費であります。高取幼稚園解体工事費についてですが、解体工事、令和 5 年度進められるということで、その中で、幼稚園の中を見ますと、やはり調理室もあって、いろいろなものがまだ残っています。

この中身について、解体に伴って再利用していく予定があるのかということをお願いいたします。

続いて 231 ページ、文化事業費のところ、美術館・図書館管理運営事業の工事請負費、旧図書館駐車場工作物等解体撤去工事費なんですが、こちらは、実際に解体する工作物といったものは何に当たるのかをお願いいたします。

それと、ちょっと上段に戻ってお聞きしたいんですけど、多分これ付け

替えだと思っうんですけど、5のたかはま夢・未来塾事業ですが、こちら民生費に昨年度までついていたと思っうんですけど、教育費に付け替えた理由もあわせてお願いいたします。

以上です。

答（文化スポーツ） 予算書 231 ページ、美術館・図書館管理運営事業の旧図書館駐車場工作物等解体撤去工事費の何を対象とのことですが、敷地内にございます、旧相撲場の解体撤去、それから、敷地内の土のすき取り等を行うものでございます。

それから、同じく 231 ページ、たかはま夢・未来塾事業でございますが、令和4年度までは3款民生費で計上しておりましたが、令和5年度から教育費のほうに計上してありますが、これは、第7次総合計画、それから第3次生涯学習基本構想・基本計画が令和5年度からスタートいたしますけれども、夢・未来塾の目的としまして、未来に羽ばたく子供たちのやりたい、知ってみたい、そういう知的好奇心などを応援していくという事業の趣旨から教育費がふさわしいということではないかということで、計画のスタート時期に合わせて見直しを行い、こちらの10款に付け替えたものでございます。

答（こども育成） 高取幼稚園の解体に伴う、いわゆる備品等の整備についての御質問でございます。

必要なものについて事前に園のほうに確認をして、必要なものは再利用していただくということで、もらい手のないものにつきましては、解体して、金属部分については金属業者等にリサイクルという形で買取りのほうをしてもらい、ピアノ等についても処分して、今時点ではもう解体をする状態で、中には備品等は一切ない状態で解体に備えております。

委員長 ほかに。

問（16） まず、227ページの10款5項2目の生涯学習施設管理運営事業についてお聞きしたいんですけど、昨日、生涯学習施設指定管理料が女性文化センターと吉浜公民館と春日庵ですよってということで、ここの指定管

理料の中で自主事業として運動に関するような講座等を行っていきま  
すってことだったので、今までなかなかそういうのが情報もなかなか  
伝わってないのかなと思いますので、来年度、どのような講座をされ  
るのか具体的に教えていただきたいのと、それから先ほど御答弁があ  
りました地域交流施設維持管理業務委託料、これがPFIの部分にな  
りますという御回答だったんですけど、PFIからの、あおみが丘から  
この交流施設部分についての管理業務を委託されてるっていう形に  
なるんですかね。どういう形になるのかっていうのがよく分からな  
かったので教えていただきたいと思います。

取りあえずそこまでお願いします。

答（文化スポーツ） 生涯学習施設指定管理料の御質問で自主講座に  
関する御質問でございますけれども、ちょっと今、チラシ案を手元に  
持ち合わせておりませんが、内容としましては、ピラティスとかヨガ  
といったような運動に関すること。

それから、手芸だとか書道といったような、文化、教養に資する講  
座ということで計画されていたかと思えます。

例年、PRとしましては、例えば新聞広告の折り込みチラシを入れる  
だとか、施設に設置してPRするといった形で情報発信が行われてお  
ります。

答（学校経営） 地域交流施設維持管理業務委託料等の委託料がど  
のように支払われているかということでございますが、こちらは契約書  
に基づきまして維持管理業務に関する部分を位置づけられております。

こちらを、それぞれの施設を維持管理する上で必要となる額を見込  
んで予算のほうに計上させていただいているものでございます。

問（16） PFIっていうのは、維持管理も一括でやるもんだと思っ  
たんですけど、なので私はこの運営の業務委託料が入るのは分かって  
んですけど、その維持管理業務委託料が別でちょっと計上されてる  
っていうことにびっくりしたんですけど。ということは、今後は小学  
校のPFI事業をプラスアルファ、この金額が毎年、毎年必要になる  
という理解でいいのか

っていうところ。

引き続き、229 ページの生涯学習推進費のたかはま歴史・文化保存活用事業ということで、印刷製本費が321万2,000円計上されておりますので、これの内容についてもあわせてお答えください。

答（学校経営） 高浜小学校等整備事業の部分、PFI事業につきましては、まずそもそも、設計、建設、工事監理業務に要したサービス対価につきましては、217 ページにございます、高浜小学校等整備事業の公有財産購入費のところ計上させていただいております。

それから、実際の日常的な維持管理に係る部分は、それぞれの維持管理事業の部分で業務委託料を別で計上させていただいてる状況でございます。

答（文化スポーツ） 予算書229 ページ、たかはま歴史・文化保存活用事業の印刷製本費でございますが、こちらは令和3年度に発行いたしました「高浜市のあゆみ」の増刷で、現在、在庫が40部ほどということで、今年度並みに販売をしていこうと思うと在庫が不足するということで増刷をするものでございます。

それからもう一点、昭和41年に発行いたしました「高浜町誌」のほうも在庫が今ゼロということなんですが、「高浜市のあゆみ」発行以降、かなりお問合せをいただくことが増えておりますので、こちらのほうの増刷を行うものでございます。

問（16） では、ちょっとページ変わりました、231 ページの文化事業費のほうにまいります。

かわら美術館・図書館の指定管理料は、ずっとこの間、昨年度より上がってるってことで、これの説明がちょっとなかなかされないのでもしっかりお聞きしたいんですけど、令和4年度は図書館が6,431万6,000円で令和5年度が6,476万円ということで、若干、図書館の指定管理の部分は増えてるなと思うんですけど、美術館が9,990万円で令和5年度が7,080万円ということなんですけど、そうなるとその美術館というのは、この当時、美術館とNTTファシリティーズの合算した金額が9,990万円になる

かと思うんですけど、このうちのNTTファシリティーズが幾らであったのかについてお聞きしたいのと、あと総括質疑で、利用料を充てるんだけど、その他として美術館・図書館とNTTファシリティーズの維持管理費をそれぞれお答えいただいたんですけど、ちょっとNTTファシリティーズの維持管理費の5,400万円以降がちょっと聞き取れませんでしたので、その部分についても再度お聞きしたいと思っております。

それから、その下の使用料及び賃借料の駐車場等借地料につきまして、これが昨年が116万2,000円ということで、今年380万円に上がってるってということになりますので、その理由についてもお聞かせください。

取りあえず、そこまでお願いします。

答（文化スポーツ） まず一点目の令和4年度の美術館指定管理料9,990万円で、美術館機能と維持管理機能の内訳ということですが、ちょっとこちらは、その内訳はございません。

それから、総括質疑における機能ごとの費用ということで答弁を申し上げましたけれども、施設の維持管理機能として3,086万円、それから、光熱水費で2,331万9,000円で、あわせて、5,417万9,000円ということになります。この中で修繕費のほうも含んでおります。

それから、使用料及び賃借料、駐車場等借地料の増額の理由ということでございますけれども、この内容としましては、かわら美術館の第3駐車場の借地料、それから、これまで図書館の建物の敷地のところの借地料ということで令和5年度から附属施設ということになりますので、そちらの借地料を計上したものでございます。

問（16） かわら美術館・図書館の指定管理料が光熱水費が上がったっていうのは分かるんですけど、それでも、例えば陶芸教室はなくなっていますし、それから、今の図書館の2階にあります郷土資料館も今後は維持していかない、市民の利用に供しないってということで、そこの管理もなくなるわけですね。

そういうところから、このように金額がすごく上がってしまうっていう

ところについて、市民の方にも分かるような御説明をしていただきたいな  
っていうところと、それから、かわら美術館の駐車場、今御説明いただい  
たんですけど、なぜこの金額が上がったのかっていうところに関しては、  
これはかわら美術館の第3駐車場のオニハウスの場所も駐車料金としてお  
支払いするっていうことで変わったという理解でいいのかどうか、その辺  
りもお聞かせください。

答（文化スポーツ） 令和5年度のかわら美術館・図書館指定管理料の考  
え方というところでございますが、これは、以前、一般質問や臨時会のと  
ころでもお答えしたことがあったかと思えますけれども、様々な要因がご  
ざいます。

一番大きいのは、やはり物価変動による増加ということで、今御質問の  
ところ指摘もございました光熱水費といったようなことの関係、それから  
保守点検等の価格の変動ということで、1,500万円ほどの増額となってお  
ります。

そのほかに、物価変動と機能移転に伴って、図書館の関係のスタッフの  
人数が増えているというところで、そういったところの増額ということで  
930万円ほどでございます。

それ以外に、新たなサービスの提供ということで、例えば、学習室のW  
i - F i を設置して運営していくというような経費のところで220万円ほど  
の増といったところがございますが、その一方で、減額になっているよう  
な要素もございます。陶芸の関係の運営費、それから、現在の図書館の維  
持管理の経費、それから事業の見直しによる減額、そういったものが今申  
し上げたもので合わせますと870万円ほど減額となっております。そうい  
ったことのトータルということで、事業費ベースでいきますと1,800万円  
の増というような形になっております。

それから、駐車場の借地料に関してでございますけれども、かわら美術  
館の現在、第3駐車場と言っているところにつきましては、一部が有償契  
約、一部が無償の契約ということでございますけれども、現在、関係者と

協議を行っているところでございます。

市としましては、4月1日から駐車場としては、引き続き必要ということで、仮に全部有償の契約になった場合ということで、予算計上をさせていただいているものでございます。

委員長 倉田委員申し上げます。必ず手を挙げるときに番号も言ってください。

問（16） 保守点検の価格変動ってことなんですけど、私はちょっと細かい資料を見させていただくと、ピアノの調律とかいろいろ細かいこと書かれておまして、そういったものは金額上がってないんですよ。本当に何か不明なようなものがすごく上がっていて、なかなかこれちょっと私市民にも御理解いただくのが難しいんですけど、そういう意味でも、これだけの、逆にお金をかけて移転するっていうことで、これ効果測定というのは何かどのようにされるのかなっていうところに関して教えていただきたいのと、それから、今言ったかわら美術館の第3駐車場におきましては、現在の利用実績について御報告いただかないと、今までオニハウスのところはオニハウスとして使っていて、美術館の駐車場としてもオニハウスとして使ってるっていうことは、美術館の駐車場として必要なかったってことになりますので、利用実績を教えていただいて、プラス図書館としてどれぐらいあそこに置くことになるのかっていうのを想定されてるのかっていうことについてもお聞かせいただきたいと思います。

それから、その下の工事請負費の防災設備修繕工事費、これ排煙装置ですよということとか、あと屋上修繕工事費は、屋上屋根の瓦防水にかかる工事費ということをお聞きしてるんですけど、それぞれこれどこの施設なのか具体的に教えていただきたいと思います。

取りあえずそこまでお願いします。

答（文化スポーツ） まず一点目、指定管理料の中での保守点検費用ということでございますが、先ほど物価変動に伴い上昇しているということでございますが、これは機能移転をしなくても、仮に今のまま運営し続けた

としても上がっていく、必要な経費ということでございます。

それから、美術館・図書館の効果測定ということで、運営のところとかどういふ評価をしていくのかという趣旨だと思いますけれども、例えばかわら美術館・図書館の運営審議会といった場、それから指定管理者の評価の委員会、そういった会議体のほうもございますので、そういったところで委員の皆様の見解もいただきながら、市としてもしっかりとその成果というところを測ってまいりたいと考えております。

それから、次にかわら美術館・図書館の第3駐車場というところがございますけれども、これはやはり、美術館・図書館の本館のところの例えばホールだとか、施設全体を使って何かやろうといったときに、近くの駐車場だけでは不足する、そして、今まででもそういった場合には第3駐車場のところをかなり御利用いただいております。

さらに、図書館機能が加わるという意味でも駐車場として引き続き必要であるというふうに考えております。

答（文化スポーツ 主幹） 防災設備修繕工事費及び屋上修繕工事費につきましてはかわら美術館が対象となっております。

問（16） 今ある美術館、全体的に必要なだよってというお話があったんですけど、ホールとかで行事されてるときに、確かに近くの駐車場にとめられなくてそちらの駐車場を利用していることは、私も経験もございますし、市民の方からもお話聞いております。

ただ、今、多分、個人でお借りしてるところと、あと業者さんというかお借りしてるところ二つあるかと思うんですけど、何か全部必要なのってことも市民から言われてるので、ここしっかり利用実績出していただいて、それから今後どのように、平日は何台とまる予定です、休日は何台とまる予定です、ホールで行事があるときは何台とまる予定ですよっていうものを出していただかないと、やはりこれ説明がつかいませんので、そのように出していただけますでしょうかというところが一つ目です。

それから、先ほどの旧図書館駐車場工作物等解体撤去工事費なんですけ

ど、今の図書館の相撲場、それから土のすき取りということで御説明がありました。

この相撲場の所有者と、それから土地の所有者と、その土地を契約している方について教えてください。

答（副市長） 今、かわら美術館の駐車場に対する効果測定というか御意見が出てると。大勢の市民の方が、いわゆる駐車場はあそこまで必要ではないではないかという御意見もあるよということをおっしゃっておられます。

たしかに、かわら美術館のホールの行事、例えば、大体 120 人ぐらいですかね、コロナ禍の中では半分ぐらいの人数でやってますけど、120 台車が来たら、一人 1 台車に乗ってきたらって、そうやって考えれば、全然不足してしまいますし、例えば、御存じかどうか分かりませんが、あそこは森前公園というかわら美術館の前に公園がございます。

あそこで催しやイベントをやる場合は、やはり、外部のところで駐車場を求める話になりますので、そういったところを総体的に考えていくと、我々は必要だということで予算計上しております。

答（文化スポーツ） 旧相撲場の所有者ということでございますが、これは高浜市のほうでございます。

それから、土地の所有者につきましては春日神社でございます。

それから、現在、どのような契約、誰が契約してるのかということでございますが、指定管理者が土地所有者と契約を現在はしております。

問（16） 今、副市長が総体的に考えるとしておっしゃったんですけど、考えるところですよではなくて、利用実績がこうです、そして、今後、こういう行事があつて、こういうふうにならぬ場合はこうなります、図書館の利用者はこうなりますっていうものを具体的にやはり示していただく、それが私は行政の仕事だと思っておりますので、今後そういう辺りしっかり利用実績をもとに出していただければ、これ私、一般会計賛成できないので、しっかりそういうことを出していきたい、いただけ

るのかどうか。

それから、相撲場が高浜市のものということなんですけど、相撲場って図書館ができる前から、ここに工作物としてあったとお聞きしております。相撲場をいつ高浜市がこれを設置したのか。

それから、今の話ですと、春日神社が持つてる土地なんだけど指定管理者が借りてるんですよね。高浜市が借りてるんじゃないくて指定管理者が借りてるっていうことは、なぜそれを高浜市が工作物を撤去するのか、何かその辺りすごく、これ契約がおかしいような気がするんですけど。

相撲場がいつからあるのか、それから、指定管理者が借りてる土地にあるものを高浜市が撤去するという理由について契約書とかでどのようなようにたわれてるとか、その辺り教えてください。

答（文化スポーツ） 相撲場につきましては、寄附をいただいて設置がされたということで、昭和 58 年度に設置をされたと承知をしております。

それから、敷地の契約に関してでございますけれども、もともと相撲場等の場ということで、市のほうで運営をしてきたところでございますが、指定管理者に契約を切り替えた経緯といたしますが、直営から指定管理に変わるときに、そのような形態にしたというふうで伺っております。契約期間はいずれにしても今年度で満了となります。

図書館、郷土資料館としての駐車場としては、今後必要なくなりますので、それで撤去して更地にして地主さんにお返しをすると、そのための経費として工事費を上げております。

問（16） 昭和 58 年に設置したかもしれないんですけど、今は結局、市は借りてもいないし、市の土地でもないわけですよ。なのに市が撤去をする根拠をお示しいただきたい。

どのような契約書になっているのか、指定管理者と春日神社で契約がなされたときに市から手が離れてると思いますので、なぜ今回これ撤去しなきゃいけないのかというのが私ちょっと理解できないので、そこの部分についてきちんと契約書でこうなってますよとか、こういうふうになってま

すよというところをしっかりと示しいただきたいのと、総括質疑でアスベストがあるというお話があったんですけど、これはどこの部分にアスベストがあるんでしょうか。

答（文化スポーツ） 市が撤去する必要というのは、先ほど申し上げたとおり、市の所有としてずっと設置をしてきたというところでございます。

それから契約については、令和4年度で満了になるというところで設置の経緯からも、市のほうが撤去していくということでございます。

それから、アスベストにつきましては、旧相撲場の屋根の部分にございます。

問（16） そうなると、市が撤去をするっていうのは、指定管理者と春日神社が契約する前からその取決めの文書があるということでしょうか。

私、この図書館に関しては、やはりこの部分も要らなくなる部分ですので返していくべきだということでこの間、調査したところ、市とこの図書館の土地に関わる契約に関する全てということで情報公開させていただいたところ、不存在だったんですよ。不存在だってことは、この相撲場に関して何も契約なりないってことになるので、今回なぜ市が撤去しなければいけないのかっていうのが私いまだに理解ができませんので、もしその辺り補足する部分があったら御説明いただきたいのと、アスベストがあるっていうお話があったんですけど、アスベストの調査費とかはどこから出していたんでしょうか。ちょっと予算書のほうで私確認ができなかったのもので、その辺りを教えてください。

答（文化スポーツ） 先ほども申し上げましたとおり、旧相撲場については昭和58年度に設置をされているというところで、市のほうで運営してきたという経緯がございます。

ですので、市として、最後、撤去する必要があるということでございます。

それから、アスベストの調査費については、この当初予算に直接関係がないというふうに思いますが、令和4年度の執行内容でございますので参

考までということですが、予算流用をして調査を行ったものでございます。

問（16） 予算流用されたってことですので、いつ、幾らで調査をされたのか教えていただきたいと思います。

それから、今設置をしたのが市だからとおっしゃるんですけど、指定管理者が契約をし始めたときからそれは市から離れておりますので、またその点についても補足説明があったらお願いします。

委員長 倉田委員に申し上げます。

議題の範囲に沿って質疑をお願いしたいと思います。

答（副市長） 一般的なお話を申し上げますけど、私の持つてゐる土地に誰かが何かをつくって、それがきちんと、今おっしゃるように、相撲場が契約書がないじゃないかって言って、事実として、市はそこで事業をやったり、あそこは昔ゲートボール場でした。

そういったことがきちんと、取り沙汰されてきたことを我々は責任を持ってきちんと撤去するというので、予算で費用を上げているということをお願いいたします。

問（16） 指定管理者が借りてゐる土地なので指定管理者が私はやるべきだと思ふんですけど、だけど、今、副市長は市がやるべきだというお考えっていうことでよろしかったですね。

アスベストのことを聞いているのは、なぜ、この1,058万7,000円、あの相撲場の壁とかもないようなものを1,058万7,000円という高額な、私これ最初、桁間違えてるのかなと思ったんですけど、1,058万円という金額が私びっくりしたもんですから、できればこの内訳についても教えてください。

答（文化スポーツ） 金額の内訳ということでちょっと申し上げられませんが、内容としましては、旧相撲場の工作物の撤去というところと土のところを整地して、すき取りをしていくというところの費用でございます。

問（16） 工事内容は分かるんですけど、この1,058万7,000円というのがあまりにも高額ですので、それで私はアスベストが関係してるのかどうかというところでアスベストのことをお聞きしてたわけなんですよ。

なので、全く関係のないことではないので、これはアスベストによって、普通に撤去した場合、1,058万円もかかるわけないので、アスベストの処理がやはり高額になる要因なんですけど、どのようなアスベスト処理をされる予定なのか教えていただければと思います。

では、引き続き235ページの10款6項2目、スポーツ施設指定管理料、こちらの指定管理の場所について教えてください。

答（文化スポーツ） 旧図書館駐車場工作物撤去工事費でございますけれども、こちらについては、複数の業者からも見積りをいただきまして、それをもとに予算を計上しているということでございますので御理解お願いします。

答（文化スポーツ 主幹） スポーツ施設の指定管理料の管理場所についてお答えいたします。

高浜市の武道館、碧海町テニスコート、碧海グランド、流作グランド、五反田グランド、五反田第2グランドとなります。

委員長 ほかに。

問（16） 指定管理料の場所は分かったんですけど、ほかにも多分この指定管理料に入っていますよね、事業が。それについても教えてください。

答（文化スポーツ） 指定管理事業の中でスポーツ・レクリエーション事業の企画運営に関することということがございまして、それに基づきまして、例えばシティマラソン、市民スポーツ大会、それから愛知万博メモリアル駅伝の競走会の運営費用といったところが含まれてございます。

問（16） シティマラソンとか万博のメモリアルっていうのは、これらの市の公共施設を使って、市のっていうか多分これT S Cさんがされてる指定管理だと思うんですけど、T S Cさんが管理されてる施設における行事ではないと思うので、これを指定管理料の中に私は入れるべきではないと

思うんですけど、その辺りはどのようなお考えなのでしょうか。

答（文化スポーツ） 今申し上げたとおり指定管理者の募集に際して、スポーツ・レクリエーション事業の企画及び運営に関することという項目がありまして、それに対して提案をされているということでございますが、スポーツ施設の指定管理料、確かに施設の管理というところがメインではございますけれども、そういったところの利用につなげるだとかスポーツ全般の振興・普及、そういった目的のところ資するものということで、このスポーツの事業が含まれているということでございます。

問（16） シティマラソンとかは、たしかこれ主催が実行委員会でやられてますよね。ということは、T S Cが単独でやってるものではないので、やはりそれは私は指定管理料に含むのは適当ではない、私はこれはよろしくないというふうに思うんですけど、その点と、あと学校開放についてもこの指定管理料の中に入ってるんじゃないかと思われるんですけど、その辺りはどうなんでしょうか。

答（文化スポーツ） 今言った事業につきましては、実行委員会形式で開催されているということでございますが、当然スポーツにまつわる様々な多くの関係者の皆様と一緒にあって運営をする必要があると。

その核になるのが総合型スポーツクラブである、たかまスポーツクラブが核になって様々な方とつながり合いながら行うというものでございます。

学校開放の経費ということで、利用調整の費用というところが含まれております。

問（16） 核になって運営していただくのは全然いいんですけど、それであれば、やはりそれは別枠で補助金を出すべきだと思うんですね。

これだけ一つで指定管理料ってバーンって出されても、一体全体その内訳がよく分からないですし、それから学校開放は、特に学校施設を使うってところから私は指定管理になじまないと思うんですけど、その辺りについてはどのようなお考えなのでしょうか。

答（文化スポーツ） 総合型スポーツクラブが立ち上がる以前は、個々の実行委員会というところで行っておりましたけれども、やはりそれを一体化して様々なことと連携しながら行っていくことが効果的であるというところで、平成 21 年度から今の形をとっております。

それから学校開放につきましては、スポーツ施設の利用調整だとかそういうところの関連もあることからこの中に含めております。

問（16） では、スポーツ施設の指定管理料を先ほど申し上げたそれぞれグラウンドごと、それから行事ごとに教えてください。

答（文化スポーツ） スポーツ施設も利用料金を充てて、市の指定管理料と一体になって運営をしているというところでございます。今、グラウンドごとという御質問でございますが、これ包括的に行っておりますので、その内訳のほうはございません。

問（16） では、休憩の後でも結構ですので、その内訳を、収入がこれぐらいで、結局、市が指定管理料として出すお金がこれだけですよということを、やはりこれ項目ごとに教えていただきたいと思えますし、これきちんと学校開放とかマラソンとかに関して今後もうこういうふうに指定管理ということで一本で今後もういってことですね。もちろんこれこういうふうにお金が上がってきてるということは。

答（文化スポーツ） まず、今のスポーツ施設の指定管理期間というのは、令和元年度から 5 年度までということで一旦区切りがつかます。

それ以降につきましては、また 5 年度に新たに募集をして選定をし直すというところでございますので、中身について見直すべき点があれば、そういうところは考えてまいりたいと思えます。

それから、スポーツ施設の指定管理料の内訳というところでございますが、ちょっとグラウンドごととかそういうことではございませんけれども、先ほど申し上げたように、スポーツ施設の指定管理料と利用料金等を充てて運営をしているという中で、令和 5 年度の全体の事業費としましては、約 4,688 万 7,000 円ほどということになっております。

その中の内訳として、大体 2,000 万円ほどが人件費、それ以外に行事等の経費が 740 万円ほど、それ以外にも燃料費とか通信運搬費、消耗品、修繕費、光熱水費といったような経費が積み上がって、今申し上げた事業費につながっているというものでございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、10 款の質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 44 分

再開 午前 10 時 55 分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

11 款 災害復旧費

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、11 款の質疑を打ち切ります。

12 款 公債費

委員長 質疑を行います。

問（7） 236 ページの 12 款 1 項 1 目、借入金元金償還事業の教育債が 54

件から 72 件、18 件増えてますが、どんな事業が増えたのか、ちょっとかいつまんで教えてほしいのと。

次ページの借入金利子償還事業について、新たに加わった事業債が何%で借りているのか、これもかいつまんで教えてください。

答（財務） 237 ページの借入金元金償還金と借入金利子償還金ですが、ちょっと詳細については今持ってないんですが、増えた理由といたしましては、高浜小学校等整備工事の P F I の 2 期工事分が増えたことと、小中学校の通信ネットワーク環境施設整備事業が増えたことが主な理由となっております。

利率について今、手持ちがないので。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、12 款の質疑を打ち切ります。

13 款 諸支出金

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、13 款の質疑を打ち切ります。

14 款 予備費

委員長 質疑を行います。

## 質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、14 款の質疑を打ち切ります。

以上で歳出についての質疑を打ち切ります。

委員長 議案第 23 号 令和 5 年度高浜市一般会計予算の歳入歳出全体につきまして、質疑漏れはありませんか。

問（9） 229 ページのたかはま歴史・文化保存活用事業の市誌編さん委員会委員報酬 8 名という形で次年度も計上されておりますけども、次年度以降、またどういった活動をされていくのかということ。

市誌が編さんされて終わりではなくて、その後の市の今までのあゆみ等、そういったものの引継ぎっていうのもしっかりとしていくべきかなと思いますので、どういった活動をされていくのかということ。

次ページの 231 ページのたかはま夢・未来塾事業の中の工事請負費の照明取替工事費、こちらのほうが普通に蛍光灯から LED 化される話なのか、ちょっと教えていただけたらなと思います。

それから、233 ページのえんちょこ獅子後継者育成事業委託料ということで、こちら県指定の無形民俗文化財ということで、なかなか今コロナで、えんちょこ獅子を見る機会はちょっと減ってはいるんですけども、この辺しっかりと、また後継者の育成等、進めていく必要もあるのかなっていうのもありますので、コロナも収まってくるということで、次年度以降またどういった形でえんちょこの育成がいろんなどこで見れるのかなということもちょっと教えていただきたいなということ。

その下の塩焼瓦窯借地料ということですけど、こちらが森前広場のすぐ隣のところにあったなというふうに思うんですけども、これから美術館・図書館と森前公園といろいろ一体で考えていくことも多いのかなあと思うんですけども、どうしても借地料ということなので、地主さんから例えば

返還の話が出てきてしまうと、上物をどうするのかっていうようなことも出てきてしまうかなっていうのもあるので、今後、そこら辺も含めて一体的な考えとかを進めていただきたいなというのもありますので、何かこう、塩焼の窯を借りていくっていうことで予算をつけてるわけですので、今後の方向性とか何かあれば教えていただきたいなと思います。

答（文化スポーツ） まず1点目の予算書229ページ、たかはま歴史・文化保存活用事業の市誌編さん委員に関して、来年度以降どんな活動をしていくのかというところですが、委員の御指摘どおり、つくって終わりではなくて、普及、活用それから補足調査、そういったところを引き続き行っていくというところについて、専門家の方、市民の方による会議体でいろいろ御意見をいただきながら事業を進めていくというものでございます。

来年度、考えている事業の例ということで申し上げますと、市誌を読む会といった、専門家の方、市民の方を交えての勉強の会といったことや、まち歩き、高浜歴史散歩と言って、市内をめぐりながら語り合いながら、いろんな文化財等を見ていくような事業。それから、補足調査という点では恩仁寺の改修に合わせての建造物調査と言ったようなところ。そして、そういった調査成果の中間発表としてのシンポジウムといったようなところを計画をしております。

それから、2点目の231ページ、たかはま夢・未来塾事業の照明取替工事ということでございますが、これは事務室のほうの照明の不具合がございまして、これを機にLED化をするというものでございます。

それから、233ページのえんちょこ獅子の委託の関係でございますけれども、これまでたしかにコロナでなかなか活動ができないという中、4年度に関しては、鬼みちまつりであったり、高取地区で行いましたトリフェスだとか様々なところで発表の機会というようにところも徐々に復活をしております。来年度以降もやはり練習するだけではなくて、人前で発表するというところで、さらにその文化財に対する意識というようにところ変

わってこようかと思いますので、私どもとしても、いろんな機会のところをその団体の皆さんとつなぎながらそういう発表の機会を設けたり、また、育成に関しては、保存会のメンバーの中で南中の卒業生の方が、今、会の活動を担ってらっしゃいますけど、卒業生の方が中学生に対し指導するというようなことも来年度考えております。

それから、最後4点目の塩焼窯につきましては、市の指定文化財ということで、底地のところの借地料というところをお支払いをしておりますけれども、美術館・図書館、それから森前公園の活用といったようなところでどんなことができるかというところを、健康推進グループとも連携しながら、検討してまいりたいと考えております。

問（4） 予算書のページ数で229ページ、一番下の放課後居場所事業というのがあるんですけども、昨年より若干だけ予算が少なくなってますけども、去年の利用実績と、どういったお子さんが利用されてるのか、常時、メンバーが決まっているのか、今日、居場所がないからスポットで入れるのかとか、その辺の運営状況の御説明をいただきたい。

ちょっと勉強不足で申し訳ないんですけど、場所をどこでやってるのかと、どんな方がお世話をするのかっていうところも教えていただきたいと思えます。

答（こども育成） 放課後居場所事業についてでございます。

こちら、平日の放課後や週末に小学校の校庭や体育館等を活用して、伸び伸びと自由に遊べる安全な居場所づくりということで取組をしまして、一応、登録制で利用していただく、その学校の小学生に利用していただくというものでございます。

利用状況としましては、やはりコロナの関係で若干利用の関係が減ったっていうところもございしますが、次年度について、それも踏まえて、回復傾向にいくのかなというふうに捉えております。

あと、どのような方が担い手として行っているかでございますが、いわゆる高浜シルバー人材センターの登録をしてる方と、あと翼小学校等で、

いわゆるバトミントンとか剣道を地元の有志の方、剣道ですと、いわゆる高浜市の剣道連盟等に打診して、そこから講師を派遣してもらって指導してというような形をとっております。

問（16） 14 ページの地方債についてお伺いしたいんですけど、一番下のスポーツ施設の改修事業 3,930 万円。これ、どこの改修事業で地方債を借りていくのかっていうところについて確認したいと思います。

それから、ページ飛んで 250 ページの債務負担行為についてお伺いしたいと思います。高浜市商工会館建設費補助金ということで、4 年度までは支出がゼロで、5 年度から 12 年度がまた 5,700 万円上がってるんですけど、これ、いつ、どの場所でどれぐらいの規模の建物を建てて、そのうちのどれぐらいの割合で 5,700 万円の補助金をしていくという考えなのか教えていただきたいのと。

あと、次の 252 ページ、水泳指導等委託料ということで、委託業務に当たる水泳指導費用等ということで、児童生徒 1 人一回当たり 800 円プラス消費税及び地方消費税を加算した額ということで、こちらが令和 5 年から令和 30 年度まで書かれてるんですけど、今の契約上、消費税入れて 880 円という金額が令和 30 年度までこの金額でいけますよっていう理解でいいのかどうなのかっていう、その確認をしたいと思いますのでお願いいたします。

答（財務） 14 ページの地方債についてお答えします。スポーツ施設改修事業の 3,930 万ですが、五反田グラウンドの LED 化と碧海グラウンドの駐車場整備工事に借りる予定をしております。

答（経済環境） 商工会館の建設費補助金につきましては、商工会のほうで建設する時期や場所、建設するかどうかも含めて検討しておりますので、こちらでは現在、把握しておりません。

答（学校経営） 水泳指導等委託料で 252 ページでございますが、こちらにつきましては 800 円プラス消費税ということで、変わりなく来年度もやっていただく予定です。

限度額につきましては、こちらのほうで当面やっていく予定になっております。とくに上限額、定めておりませんので、880 円で当面やっていただく計画でおります。

問（16） 当面っていうのが、ちょっと私すごく心配で、これ令和 30 年度までこれでやっていただけるという契約になってるのかどうかっていうところを確認したいのと。

あと商工会に関しましても、把握されてないのにこの 5,700 万円っていうのがどう出てきてるのかというのが全く分からないんですけど、いつ、どこでこういう事業やりますよってことに対する債務負担行為だと思うので、この 5,700 万円というのが何に基づいて 5,700 万円なのかも分からないんですけど。把握されてないのに 5,700 万円っていうふうに計上されているのがよく分からないので御説明お願いしたいんですけど。

答（経済環境） こちらの 5,700 万円につきましては、平成 28 年度に議決をいただいたもので、そこから金額の変更がありません。28 年度の時に計算したもので、どういうふうに積算しているか、私のほうで手持ち資料がありませんので、よろしく願いいたします。

答（学校経営） 水泳指導委託料でございますが、こちらは契約書に基づいて定められておりますので、契約書の変更がない限り、こちらのほうで進めてまいります。

問（16） 今の答弁だと意味がよく分からないんですけど、契約は毎年されていくっていうところで、されていくんだけど、その中で 30 年度までは 800 円プラス消費税でできるっていうことは、もう申し合わせられてるのかどうなのか。

結局、今すごく光熱費も上がってるもんですから、この辺り、この金額でできるのかどうかっていうところが、来年度も含めた、今年度以降のいろんな歳出に関わってくることもございますので、その辺りの契約内容を詳しく教えていただきたいと思うんですけど、どのようになっているんでしょうか。

答（学校経営） 水泳指導でございますが、こちらにつきましては、青少年ホームの跡地活用の際の契約書に位置づけられておりますので、こちらの金額に変更がない限りこちらで支払ってまいります。

問（16） ということは、今後は変更もあり得るという理解でよろしかったでしょうか。

取りあえず、これで見ると4年度まではこの880円で来たのかなと思うんですけど、令和5年度から30年度までここに載ってるって思うと、30年度まで880円でいけるのかなって私は思っちゃったんですけど、今の話だと、金額の変更もあり得るという理解なんでしょうか。

その辺りちょっと確認をしっかりとしたいんですけども。

答（学校経営） 水泳指導料の委託料につきましては、今のところ変更の調整は何も行っていない状況でございます。今後、様々な状況で契約変更せざるを得ない場合は、当然、議会のほうにお諮りした上で、契約を進めてまいりたいと考えております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、以上で議案第23号の質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時20分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

《特別会計》

議案第 24 号 令和 5 年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算

〈歳入歳出一括質疑〉

委員長 質疑を行います。

問（１） 二点ほどお願いいたします。

歳出の 289 ページをお願いいたします。

ちょっとこれ連動しているのかなということで確認をさせていただきたいんですが、人事管理事業の一般職給、これ 4 人と書いてありますが、前年 7 人ということになっておりました。

それで、その下の業務委託料の中で保健医療窓口業務委託料という形で新しく計上されておりますが、これと関係して一般職の方の定数を 7 から 4 にされたのかなってという部分をちょっと確認をしたいです。

それから、297 ページですが、4 款 2 項 3 目ですが、国保ヘルスアップ事業でデータヘルス計画策定支援業務委託料が計上されておりますが、この中身について、よろしくお願いいたします。

以上です。

答（秘書人事） 一点目の御質問の 289 ページ、人事管理事業の人数の関係になります。

議員おっしゃるとおり、3 名マイナスなっておりますが、こちら保健師の関係になっておりまして、昨年度は保健師 3 名分をこちらの事業で計上しておりましたが、令和 5 年度からは組み替えという形で 4 款衛生費のほうに組み替えた関係でマイナスとなっております。

以上でございます。

答（市民窓口） 289 ページの保健医療窓口業務委託でございますが、一般会計の 147 ページをお願いします。

こちらの子ども医療事業の中で、同じ名称の保健医療窓口業務委託がございます。あと、後期高齢のほうで 415 ページの後期高齢者医療推進事業の中にも同じ名称の委託業務がございます。あわせて 3 本、同じ名称でご

ざいます。

もともと昨年までは、一般会計の子ども医療費のほうで子ども医療費等受給者管理業務委託として一括で計上しておりましたけども、今年の監査を受けたときに、監査委員様より、一般会計と後期高齢、国民健康保険、それぞれの会計で経費を持ちなさいよというアドバイスをいただきましたので、それぞれの会計で計上させていただいております。

ちなみに一般会計のほうでは、約3割、国保のほうで6割、後期高齢のほうで1割という形になってございます。

続きまして297ページのデータヘルス計画ですが、こちらにつきましては現在データヘルス計画がございしますが、令和5年度で終了いたしますので、新たに令和6年度から令和11年度までの6年間の計画を策定するものでございます。

委員長 ほかに。

問(16) では、まず歳入からお願いいたします。

歳入の281ページの現年課税分の均等割額の人数を見ますと、国保加入者が7,119人となっております。

令和3年度の主要成果を見ると、令和2年度の加入者数が7,627人で令和5年度は500人を超える減少となっておりますが、この大幅な減少となっている理由について、まずお答えください。

同じく、同ページの医療給付費分の保険税控除の合計これが(4+5+6)となってるんですけど、これが1億3,545万2,000円と前年に比べて2,248万7,000円増加しておりますので、その主な増加理由についてもお聞かせください。

取りあえず、そこまでお願いします。

答(市民窓口) まず均等割の部分ですけども、こちらにつきましては令和5年度7,119人ということで前年度と比べますと、昨年の当初予算は7,400名でしたので、281名減という。

あと、4+5+6+7の部分でございしますが、こちらにつきましては限度額

の超過者分ということで、医療分で申しますと、65万円を超えている方が58世帯、あと、低所得者軽減分ということで、軽減を受けている方が2,122世帯、3,202人ということです。あと、未就学児の均等割の軽減の人数が161名という形と、あと控除額ということで減免が54万6,500円という状況になってますので、現状に即した算定を行ったというところでございます。

問（16） 大幅な減少となっている理由とかについて、どのように分析されてるのかお聞かせいただきたいのと、283ページの2項1目の保険者努力支援分が913万8,000円計上されて、前年比181万3,000円減となっておりますので、どのような努力が評価されるのかについてと、あと減額理由についても教えていただきたいと思います。

同じく、その下、第2号繰入金、これが前年と比べて1,911万9,000円増加しておりますので、この増加理由についてもお聞かせください。

取りあえずそこまでお願いします。

答（市民窓口） 大幅の減というところでございますけども、基本的には昨年度との比較でございますけども、対象者のほうが減ってきたとか減額する分が減るというところで、実績に応じたところの減でございます。

次の283ページの保険者努力支援分ということで、こちらにつきましては、医療の適正化に向けた取組等に対する支援分ということで、保健事業ですとかそういった部分に当たってくるものでございます。

続きまして、2号繰入金が増えたというところでございますが、こちらにつきましては毎年当初予算で計上するときに、前々年度の実績をもとに計上させていただいておりますので、今回につきましては令和3年度の実績に基づき4,200万ほど計上させていただいております。

以上です。

答（市民部） 国保の加入者が減少している、人数が減少している要因でございますが、団塊の世代が後期高齢者入りしておりまして、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行しているということが一つと、国が社会

保険への適用を拡大しておりますので、そういったことによって国保の加入者が減少しているということでございます。

委員長 ほかに。

問（16） 保険者努力支援分っていうのの内容は今お聞きできたんですけど、減額なされてる理由があれば教えていただきたいというふうに先ほど申し上げましたので、その部分、お願いしたいと思います。

それから、285 ページの 5 款 1 項 1 目前年度繰越金の 1,900 万円を計上した理由についてもお聞かせください。

それから、287 ページ、6 款 3 項 5 目の前年にはなかった公共施設等使用料収入 3 万 2,000 円計上しておりますので、その理由についてもお聞かせください。

以上です。

答（市民窓口） 保険者努力支援交付金のところでございますけども、こちらが令和 4 年の実績が 913 万 8,000 円ということで、こちらも先ほど同様で実績の数字を基に計上させていただいているものでございます。

健診の受診率だとかそういうものも加味されてくるので、毎年数字が変わってくるという状況でございます。

次が 284 ページのその他繰越金の 1,900 万円でございます。

こちらにつきましても先ほどのところとかぶりますけども、監査のほう受けさせていただいた際に、例年 1,000 円の枠取りでございました。私も後期高齢の部分もあわせて監査を受けますので、後期高齢には 500 万円ということで載っておるので、国保と後期高齢でちょっと足並みがそろってないねというようなアドバイスをいただきまして、見込める額は計上しておきなさいということで、今回 1,900 万円を計上させていただいております。

収入の 3 万 2,000 円、公共施設等使用料収入ということで、こちらも先ほどの医療窓口業務委託を国保のほうで設けましたので、双務契約ということで歳入が上がってきておるといふ形になります。

以上です。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第 24 号の質疑を打ち切ります。

議案第 25 号 令和 5 年度高浜市土地取得費特別会計予算

委員長 質疑を行います。

問（１） 歳出のほうをお願いいたします。

319 ページ、公有財産購入費の中で土地購入費が計上されておられますが、こちら、どこの土地を購入されたのか、お願いいたします。

答（土木） 319 ページ、土地購入費ということで、公共用の代替地 200 平米と 155 平米を想定して予算計上させていただいているのと、あと、鮫川の 4 筆に対して購入の予算を上げさせていただいております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第 25 号の質疑を打ち切ります。

議案第 26 号 令和 5 年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算

委員長 質疑を行います。

## 質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第 26 号の質疑を打ち切ります。

### 議案第 27 号 令和 5 年度高浜市介護保険特別会計予算

〈歳入歳出一括質疑〉

委員長 質疑を行います。

問 (16) 歳入の介護保険料についてお聞きしていきます。

いつも、例年、うちは 17 段階で徴収しているので細かく設定されておりますよということを言われるんですけど、これ私知らなかったんですけど、全国的に見ると、17 ってそんなに多くななくて 24 とか 25 とか結構あったんですね。

なので、そういう中で 17 段階を選んだっていうところについての理由についてお聞かせいただきたいのと、あと 345 ページの 2 款 1 項 1 目民生使用料で宅老所使用料とか、ものづくり工房使用料、IT 工房使用料ということで、宅老所はいいんですけど、ものづくり工房使用料と IT 工房の使用料はそれぞれ減額になっております。使用される方が減っているのか、どういう状況なのかっていうところで、この金額を計上した理由と、あと昨年度あった電柱等の使用料がなくなりましたので、それについてお答えください。

そこまでお願いします。

答 (介護障がい) 341 ページ、介護保険料の 17 段階を選んだ理由というふうで御質問いただきました。

国のほうは 9 段階というふうになっております。高浜市のほうは、17 段階、県内でほかに 17 段階選んだのは、津島市のみでございます。

こういった、所得の細分化をさせていただいて、利用者の利便性を向上してるというところでございます。

答（健康推進） まず、電柱使用料の減につきまして御説明させていただきます。

こちら従来までは、悠遊たかとりを設置されておりました電柱に対しての1,000円という予算計上をしておりましたが、活動拠点を変更したことによって来年度は計上しておりません。

続きまして、ものづくり工房使用料の減につきまして、こちら高浜小学校の図工室等を利用して事業を行っていますが、実際に行っているのは火、木、土、日という形で事業のほうを行っておりまして、全てを今までは予算計上しておりましたが、実績に基づいて減らさせていただいたという形になります。

I T工房の使用料につきまして、こちらのほうも毎週水曜日、土曜日、日曜日、10時から16時という形で開所していたところではありましたが、こちらのほう準備に必要となります前後の時間のほうも正確に実績に基づいて見直したことによって減額となっておりますので、よろしく申し上げます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第27号の質疑を打ち切ります。

議案第28号 令和5年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算

〈歳入歳出一括質疑〉

委員長 質疑を行います。

問（16） ページ数がちょっと飛んで、411ページになります。

1款1項1目、及び、2目のとこなんですけど、均等割額の人数を見ま

すと、加入者数が 5,250 人となっているんですけど、近年の加入者数がどのように推移しているのかについてお聞きしたいのと、同じく、限度額超過分ということで、低所得者の軽減分、それぞれの対象人数について教えてください。

それから、415 ページの新たに計上された、機械器具費 77 万円、こちらの内容について教えてください。

以上です。

答（市民窓口） まず均等割の人数でございますが、ちょっと資料が昨年の人数、令和 4 年度は 5,070 人、令和 5 年度当初予算は 5,250 人ということで 180 人の増ということで、後期高齢者の方は年々増加傾向となっております。

あと、次の 3 の限度額超過分につきましては、こちら 66 万円になりますが 98 人、次の 4 番の低所得者軽減分につきましては、2,867 名の方の分でございます。

続きまして 415 ページ、歳出の 1 款 1 項 1 目の機械器具費の件でございますが、こちらは介護予防等の一体の事業を一環としまして器具を購入させていただきます。

聴診器ですとか、そういった健診に使っていく血圧計だとかそういったものを購入させていただこうと思っております。

以上でございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第 28 号の質疑を打ち切ります。

答（市民窓口） すいません、先ほどの機械器具費のところ、ちょっと違うページを見ておまして、機械器具費、これ広域連合の標準システム

窓口端末の更新ということで2台のパソコンを購入させていただくものです。

申し訳ございませんでした。

《企業会計》

議案第29号 令和5年度高浜市水道事業会計予算

〈収入支出一括質疑〉

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第29号の質疑を打ち切ります。

議案第30号 令和5年度高浜市下水道事業会計予算

〈収入支出一括質疑〉

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第30号の質疑を打ち切ります。

特別会計及び企業会計につきまして質疑漏れはありませんか。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、以上で質疑を終結いたします。

以上で質疑は全部終了いたしました。

これ当局より発言を求められておりますので、これを許します。

答（財務） 一般会計のほうで回答が漏れておりましたので、お答えさせていただきたいと思います。

先ほど長谷川議員の質問の中で、新たに起債を借りたものに対しての利率ってということなんですが、1.0%という形で借入れを行う予定をしております。

《採 決》

議案第 23 号 令和 5 年度高浜市一般会計予算

挙手多数により原案可決

議案第 24 号 令和 5 年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算

挙手多数により原案可決

議案第 25 号 令和 5 年度高浜市土地取得費特別会計予算

挙手全員により原案可決

議案第 26 号 令和 5 年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算

挙手全員により原案可決

議案第 27 号 令和 5 年度高浜市介護保険特別会計予算

挙手全員により原案可決

議案第 28 号 令和 5 年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算

挙手全員により原案可決

議案第 29 号 令和 5 年度高浜市水道事業会計予算

挙手全員により原案可決

議案第 30 号 令和 5 年度高浜市下水道事業会計予算

挙手全員により原案可決

委員長 以上で、予算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

本委員会の審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

市長挨拶

委員長 以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

閉会 午前 11 時 47 分

予算特別委員会委員長

予算特別委員会副委員長